

。電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
（通信・放送機構の業務の特例） 第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第六十六条第一号</u>に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 二 四（略） 2（略）	（通信・放送機構の業務の特例） 第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項</u>に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 二 四（略） 2（略）